

平成 29 年第 3 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 5 号	受 理 年 月 日	平 29. 6. 22
件 名	鼓川崖崩落事故後の適正な処置について		
結 果	平成 29. 10. 2 第 3 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝平成 27 年 9 月の住民説明会において当局が明言した、鼓川町 39 番、44 番、46 番に予定されていた集合住宅（崩壊した崖の「急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可」の目的の建築）の建築確認の取り消しについて、取消処分の手続に係るこれまでの経過を明らかにすること。2 項＝崩壊した崖上にある寺の建築上の問題点について、法令や条例等に基づき適正に対応すること。さらに、公文書開示請求で得た資料では、公道（里道）上に建物が建てられている疑いもあることから、このことについても同様に適正に対応すること。3 項＝現在の状況は、住民が安全な生活を営む上で法令や条例等に照らして何ら問題はないのか、市民生活の危機管理の観点から、当局として何らかの対応を図ること。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、1 項＝建築確認の取消処分については、28 年 6 月 10 日付で取り消し済みであり、その手続き経過については、同年 9 月 30 日に陳情者に資料配付の上、説明済みである。</p> <p>2 項＝崩壊した崖上の寺の建築上の問題点については、崖上の寺（本堂、住居）は、崖規制の施行（昭和 46 年）以前に建てられた規制を受けない既存不適格建築物であるが、現在の建築状況について、平成 29 年 4 月 6 日に当該寺の所有者立ち会いのもと調査を実施した上で、建築基準法に基づき施工状況報告を求めたところ、同年 7 月 14 日付で報告書の提出がなされたが、一部是正を要する箇所があったことから、現在、指導を行っているところである。</p> <p>また、里道上に建物が建てられていることについては、陳情者としては、「本堂が里道上に建てられており、違法であるので、条例に基づき『原状回復』の命令を出してほしい」とのことであるが、当該寺が建築された昭和 36 年頃は、県が建築確認業務を行っていたことから、当該里道を占有した経緯については不明である。当該里道は、従来より行き止まりの形態で、この里道を通行しなければ至ることができない土地は、当該寺の敷地以外になく、里道として機能していない状況が長く続いている。また、法定外公共物管理条例第 22 条（禁止行為に係る原状回復）には、「規定に違反し、法定外公共物の管理上支障を来していると認めるときは、違反行為を行った者に対し、自己の費用で法定外公共物を原状に回復するよう命ずることができる」と規定されているが、本市としては、里道上に建築</p>			

する行為は適切ではないと考えるものの、本堂が建立されてから 50 年以上経過しており、里道としての機能がない土地であることから、同条例第 22 条を適用することは困難であると考えている。なお、当該寺の所有者から、当該里道の払い下げの相談があったことも踏まえ、現在の状態を適正に処理するには、払い下げすることが望ましいと考えているとのことである。

3 項＝危機管理の観点から何らかの対応を図ることについては、陳情者としては、「県の恒久対策工事完成後も崖上に寺が残ることが心配であり、行政で移転等の指導ができないか」とのことであるが、当該寺は崖規制を受けない既存不適格建築物であること、また、平成 29 年 3 月 28 日に県の恒久対策工事が完成し崖の安定が図られていることから、崖を理由とした移転指導はできないと考えている。なお、県によると、県域における再発防止策として、審査の強化や施工状況把握の見直し等に取り組んでいるとのことであり、本市としても、県との情報共有や連携指導について、28 年 10 月 4 日に申し入れを行ったところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、既に対応済みのものもあり、全体としては陳情の趣旨に沿えないことから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、全会一致で不採択とすべきものと決定。